

平成15年4月17日

企業会計基準委員会  
委員長 斎藤 静樹 殿

テーマ協議会  
議長 川北 博

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る平成15年4月11日に第五回テーマ協議会を開催いたしました。その審議の結果、添付のように新規のテーマ案を取りまとめましたので、ご提言申し上げます。

よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## **第五回テーマ協議会提言書**

### **1. 審議の経緯**

与党金融政策PTより、平成15年3月24日付けで「緊急金融対応策」が公表されており、その中の一項目に、固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期（2年）、長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）について、金融庁・財務会計基準機構（企業会計基準委員会）で検討することを強く要請する、と記載されている。

企業会計基準委員会の基本的な基準開発の考え方は、資本市場の声を最大限吸い上げ、資本市場参加者が自らのルールを自らの手で開発していくというものである。したがって、資本市場参加者の声を本テーマ協議会で吸い上げるシステムとなっているが、今回の要請は直接の市場参加者からのものではなく与党からの要請であるため、会議の冒頭で、議長から金融庁総務企画局の羽藤企業開示参事官に、与党から「緊急金融対応策」の要請を受けるに至った経緯について説明を要請し、上記のテーマについて審議を行ったところである。

羽藤企業開示参事官から、与党から「緊急金融対応策」の要請を受けるに至った経緯の説明があった後、現在、一般に公正妥当と認められる会計基準を検討するのは企業会計基準委員会であり、今回のテーマについても速やかに実情を踏まえた議論を行い、一般に公正妥当と認められるところであるかどうかを判断してもらいたい、内容についての結論は企業会計基準委員会に依拠するが、与党では重要なアジェンダと考えていることをテーマ協議会でも認識してもらいたいとのコメントがあった。

その後、各委員により、企業会計基準委員会で取り上げるに相応しいテーマとして提言を行うかどうかの審議が行われた。最終的には、上記のテーマはテーマ協議会として企業会計基準委員会で取り上げるに相応のテーマであるという総意に達したため、提言を行うこととした。なお、テーマ協議会における意見をもとに論点整理を下記3.にしており添付する。

### **2. 提言の内容**

- (1) 固定資産の減損会計に係る強制適用開始時期の延期について
- (2) 長期保有の有価証券の時価評価及び強制評価減の見直し（選択制）について

### **3. 論点整理**

テーマ協議会での審議においては、要請された内容について、企業会計基準委員会で取り上げることにに関して、以下のようなコメントがあったので、以下論点整理として記載する。

#### **(1) 現状の経済環境との関連を検討する必要性**

- 固定資産の減損会計、有価証券時価評価及び強制評価減の適用により、資産（固定資産・株式）売却が増加し、資産価値の下落により、デフレスパイラルが加速するとの意見がある。国の政策問題が会計基準にまで波及するのは、通常の事態ではないので、メリット・デメリットを十分検討する必要があるのではないか。
- 会計基準は、目先の経済状況にとらわれず、長期的な日本経済の発展に資するよう、投資家に有用なものを提供していかなばならないのではないか。

#### **(2) 投資家に与える影響、経済効果の明確化**

- 有価証券の時価評価及び強制評価減を選択制にした場合、適用しない会社は、かえって投資家の不信を招き、実態以上の株価の下落を招くことにつながるのではないか。
- 有価証券の時価評価及び強制評価減の適用については、ほとんどの会社で本3月決算に織り込み済みであり、固定資産の減損については準備を開始している。市場ではこれらの経済効果を相当程度織り込み済みであり、経済効果は少ないのではないか。
- 機関投資家はまだしも、一般的に分析能力に劣る個人投資家への影響は大きいのではないか。
- この会計基準変更のニーズがあまり多くないのであれば、そのためにすべての投資家に対する開示に影響を与えるのは好ましくないのではないか。

#### **(3) 本3月期決算における取扱い**

- この3月期決算については、決算作業が開始されており、既に決算発表を行った会社もある。決算の前提となる会計方針は、ほぼすべての会社で決定済みと思われ、現実的に今から会計基準を変更するのは、大変難しいのではないか。
- 決算日を過ぎた後に会計基準を変更することは、前例がなく、混乱が生じるのではないか。

#### **(4) 会計基準変更の妥当性**

- 有価証券の時価評価及び強制評価減の適用に選択制を認めるのは、比較可能性を著しく損ない、会計基準として妥当でないのではないか。特に、有価証券の強制評価減を選択制とすることは、健全性を著しく欠く重要な問題ではないか。
- 経営実態を表さない財務諸表では意味がない。十分な開示がなされない場合、投資家のリスクが高まり、投資は減少するのではないか。
- すべての会計基準に、パーフェクトなものはなく、一定の仮定・約束事のもとに、市場関

係者の合意により形成されている。経済環境が変化し、関係者の合意に変化がある可能性があるのであれば、変更の可否を議論すること自体は差し支えないのではないかと。

#### (5) 実態的な分析・調査の必要性

- 金融商品の時価会計、固定資産の減損会計は、ともに2年以上の議論を経た上で合意され成立したものである。特に、金融商品の時価会計は、国際的にも評価を受けている。理論的な検討よりはむしろ、参考人聴取などにより、実態的な分析・調査を行う必要があるのではないかと。

#### (6) 国際的な信用低下の危険性

- 以前にも一部の分野において健全でない方向にルールの変更を行ったことがあり、財務諸表の透明性の低下につながったとの意見もある。今回も同様の事態になりかねず、我が国経済及び会計基準の国際的な信用低下につながりかねないのではないかと。ひいては、海外投資家離れにつながり、また、我が国の企業が海外で起債できない事態につながりかねないのではないかと。
- いわゆるレジェンド問題は解決されていない。会計基準の問題というよりは、運用の問題であると思うが、一度決めたルールを変更することは、信頼性低下の最たる原因となるのではないかと。
- 2005年にはEUの上場企業はすべて国際会計基準を適用するため、会計基準の国際的統一がさらに進むことになる。今回、この方向に逆行する決定をくださるのであれば、いわゆる2005年問題にどのように対応していくか、合わせて示さねばならないのではないかと。

#### (7) 関連法令との調整の必要性

- 有価証券の強制評価減は、商法で強制されている事項であり、現状の商法を前提にするのであれば調整が必要になるのではないかと。(議員立法であれば考慮しなくてもよいが。)

#### (8) その他の論点

- 今回の問題が、特定の業種の問題であれば、その業種だけの限定的な案を考えても良いのではないかと。
- 固定資産の減損の会計基準は、昨年に金融庁企業会計審議会が作成公表したものであり、その適用時期の延期については、金融庁で検討すべきではないかと。
- 有価証券の時価評価及び強制評価減の適用の選択制については、すべての有価証券に適用するのか、時価評価しない場合、いつの簿価まで戻するのか、プロフォーマ情報を要求するのかなど、検討すべき項目が多くあるのではないかと。

以上